

以上各項ニ亙リテ計畫實施ノ結果御大典期間中新規病者發見ニ二六名、危險ノ處アルモノトシテ檢束處分ニ附シタルモノニ〇九名ヲ見ル至リ、二、七七九名中外出旅行シタル者僅カニ十名アリシガ外出後二三日ニテ全部取押ヘタリ
十一月一日現在精神病者調査表左ノ如シ

精神病者調査表

昭和三年十一月一日現在

署名種別	種			合計
	甲	乙	丙	
三井				
相生				
相模				
水戸				
淡路				
兵衛				
林				
須藤				
御				
芦				
西				
伊				
廣				
寶				
三				
篠				
柏				
佐				
三				
社				
中				
村				
木				
治				
原				
山				
塚				
根				
丹				
崎				
宮				
屋				
影				
磨				
田				
庫				
川				
上				
橋				
宮				
合				
計				
非				
監				
置				
計				
合				
計				

北									
加									
高									
魚									
飾									
姫									
龍									
網									
赤									
那									
上									
佐									
山									
安									
豊									
城									
日									
香									
出									
八									
和									
生									
村									
濱									
明									
洲									
志									
郡									
岩									
古									
田									
條									
川									
砂									
橋									
磨									
路									
崎									
野									
干									
野									
崎									
千									
干									
崎									
波									
郡									
川									
郡									
崎									
積									
岡									
崎									
高									
崎									
住									
石									
鹿									
山									
野									
岡									
坂									
石									
本									
筑									
家									
屋									
計									

署名種別	種			合計			
	甲	乙	丙				
福市	私宅監置	病院監置	計	乙種	丙種	非監置計	合計
其村	一四	一	二四	七三	二四	二四	四一
合計	三三	四三	八三	一四三	二四	二四	二七九

第二項 飲食物取締

一、一般飲食物取締計畫及實施願末

昭和三年三月廿八日、内務省發給第二八號ヲ以テ御大禮衛生施設事項ニ關スル件依命通牒アリテ飲食物ノ取締ニ關シ左ノ如ク指示サレタリ

- 一、屠場ニ對シテハ設備ノ改善ヲ促シ其ノ清潔保持ニ注意スルコト
- 二、(イ) 牛乳搾取所及牛乳販賣店ニ關シテハ其ノ設備及取扱ニ就キ清潔ヲ保持セシメ殊ニ搾取用器具及ビ牛乳壘ノ清淨ニ留意スルコト
(ロ) 牛乳ノ乳質検査ヲ時々行フコト
- 三、飲食物製造所、販賣店(露店、夜店、行商ヲ含ム)ニ於テハ左ノ各號ヲ注意スルコト
(イ) 従業者ニ對シテニ被服及手指ノ清潔ニ留意セシムルコト
(ロ) 飲食物ニ對シ其ノ原料ヲ精撰セシメ其儘食スベキ物ニハ防塵防蠅ノ方法ヲ講ゼシムルコト
(ハ) 設備ヲ完全ニシ清潔保持ニ努メシムルコト
(ニ) 飲食用器具ノ洗滌ニハ清水ヲ用ヒ不潔水ヲ使用セザルコト
- 四、食品市場ニ關シテハ左ノ事項ヲ注意スルコト
(イ) 市場ニハ衛生的設備ノ改善ヲ促シ汚物ノ搬出ニ留意シ清潔保持ニ努メルコト
(ロ) 市場ニ於ケル食品品質ノ監督ヲ嚴重ニ行ヒ食品取締關係法令ヲ勵行スルコト
- 五、飲食物關係従業者ニ對シテハ時々健康診断ヲ行ヒ傳染性疾患アルモノハ從業禁止ノノ他適當ノ方法ニヨリ病源傳播防止ノ徹底ヲ圖ルコト
- 六、飲食物及飲食用器具ニ關スル衛生的検査ヲ勵行シ殊ニ土産用又ハ御大禮紀念用トシテ發賣セラル、モノニ對シテハ有毒性着色料、取締規則其
他關係法令ニ依リ取締ヲナスコト

此ノ指示事項ヲ基準トシ本縣ニ於テハ六月十一日ヨリ四日間ニ亘リ全縣下ニ於ケル清涼飲料水、牛乳、其他一般飲食用器具等ノ一齊取締ヲ計畫シ六月四日發給第二五〇號ヲ以テ縣下各警察署長宛ニ夏季飲料及飲食物一齊取締ニ關スル件通牒ヲ發シ左ノ日割ニ依リテ一齊ニ之ヲ勵行シタリ

第一日 (六月十一日)

明石、須磨、林川、湊川、兵庫、相生橋、三宮、葦合、御影、芦屋、西宮、尼崎ノ各警察署管内

第二日 (六月十二日)

伊丹、廣根、寶塚、三田、福崎、生野、和田山、八鹿、高砂、魚橋、姫路、飾磨、岩屋、志筑ノ各警察署管内

第三日 (六月十三日)

篠山、柏原、佐治、中村、龍野、網干、那波、赤穂、出石、日高、豊岡、城崎、郡家、洲本ノ各警察署管内

第四日 (六月十四日)

北條、社、三木、加古川、上郡、佐用、山崎、安積、香住、濱阪、村岡、市村、福良ノ各警察署管内

取締ヲ行フベキ事項

- 一、清涼飲料水取締規則ニ依ル各種飲料水
(イ) 炭酸瓦斯ヲ含有セルモノ
ラムネ、サイダー、炭酸水等
(ロ) 炭酸瓦斯ヲ含有セザルモノ
ニツキ水、ミカン水、レモン水、オレンジ水等
(ハ) 蜜類
イチゴ蜜、レモン蜜、オレンジ蜜等
(ニ) 空氣ラムネ
- 二、規則ノ適用ヲ受ケザル夏季飲料
(イ) アイスケーキ
(ロ) アイスクリーム、ミルクケーキ
(ハ) 冷コーヒー
(ニ) 冷飴

- (ホ) カルピス、パーピス、ハクピス等
- (ヘ) 氷水
- 三、日用食品類
 - (イ) 菓子類
 - (ロ) 蒲鉾類
 - (ハ) 天婦羅類
 - (ニ) 鰻魚肉類
 - (ホ) 罐詰類
 - (ヘ) 漬物類
 - (ト) 果實類
- 四、牛乳及乳製品
- 五、酒、醬油、酢ノ類
- 六、飲食物用器具類
- 七、宿屋、料理屋、興行場食料品市場其ノ他客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於ケル衛生設備
- 八、飲食物覆蓋取締

(別項通牒寫参照)

本部ヨリ技術員ヲ派遣シ各衛生主任ト協力シ詳細ナル調査ヲナシ、不完全ナル店舗ノ設備ハ修理改善セシメ收去シタル飲食物及全用器具ニ對シテハ技術員ヲシテ簡易試験ヲ行ハシメ其甚シキモノニ對シテハ技術試験ヲ行ヒタリ其成績ハ別表ノ如クニシテ、收去件數二七一、〇二三件内不適ノ疑アルモノ一一、〇五八件ニ對シテ技術試験ヲ行ヒ不適品ト決定シタル一八三三件ニ對シテハ其程度ニ應ジ相當ノ處分ヲナセリ。

清涼飲料水其他飲食物一齊取締成績表 (一)

自六月一日起至六月十四日

警察署名	清涼飲料水		其他飲料水		酒類		醬油其他		牛乳及乳製品	
	數量	適品	數量	適品	數量	適品	數量	適品	數量	適品
祥合	七、八六	七、七六	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
三宮	七、八〇	七、八〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
相生橋	一、〇一	一、〇一	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
淡川	六、三六	六、三六	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
兵庫	七、三三	七、三三	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
水磨	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
須磨	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
林田	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
姫路	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
尼崎	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
明石	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
西宮	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
御影	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
伊丹	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
廣根	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
寶塚	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
三田	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
三木	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
社村	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
中條	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
北條	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
加古川	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
高砂	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三
魚崎	八、〇〇	八、〇〇	一、三九	一、三〇	五、四二	五、四二	一、五	一、五	三	三

品目	數量	全上ノ内		不適品		任意廢棄數		警察部送致數		行處	
		適品	不適品	適品	不適品	適品	不適品	適品	不適品	政	司
サイダ	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
ラム	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
ソーダ	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
ミネラル	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
イチゴ	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
アップル	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
レモン	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
オレンジ	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
バナナ	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
ホイツ	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
其他果實	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
其他清涼飲料	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0
小計	10,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	10,000	0

一般飲食物一齊取締成績表

品目	數量	全上ノ内	不適品	任意廢棄數	警察部送致數	行處	司	法
合計	8,868	8,868	0	0	0	8,868	0	0
福市	1,000	1,000	0	0	0	1,000	0	0
岩屋	1,000	1,000	0	0	0	1,000	0	0
郡家	1,000	1,000	0	0	0	1,000	0	0
志筑	1,000	1,000	0	0	0	1,000	0	0
洲本	1,000	1,000	0	0	0	1,000	0	0

署名	總計		其他ノ飲食物		飲食物器具類		計	
	數量	不適品	數量	不適品	數量	不適品	數量	不適品
北條	10	0	10	0	10	0	10	0
加古川	10	0	10	0	10	0	10	0
高砂	10	0	10	0	10	0	10	0
魚橋	10	0	10	0	10	0	10	0
飾磨	10	0	10	0	10	0	10	0
福崎	10	0	10	0	10	0	10	0
龍野	10	0	10	0	10	0	10	0
網干	10	0	10	0	10	0	10	0
赤波	10	0	10	0	10	0	10	0
那波	10	0	10	0	10	0	10	0
上郡	10	0	10	0	10	0	10	0
佐用	10	0	10	0	10	0	10	0
山崎	10	0	10	0	10	0	10	0
安積	10	0	10	0	10	0	10	0
豊岡	10	0	10	0	10	0	10	0
城崎	10	0	10	0	10	0	10	0
日高	10	0	10	0	10	0	10	0
香住	10	0	10	0	10	0	10	0
出石	10	0	10	0	10	0	10	0
八鹿	10	0	10	0	10	0	10	0
和田	10	0	10	0	10	0	10	0
和野	10	0	10	0	10	0	10	0
生野	10	0	10	0	10	0	10	0
村岡	10	0	10	0	10	0	10	0
濱坂	10	0	10	0	10	0	10	0
柏原	10	0	10	0	10	0	10	0
佐治	10	0	10	0	10	0	10	0
篠山	10	0	10	0	10	0	10	0

品目	數量	適品		不適品		備考
		適品數	不適品數	任意放棄數	警察部送致數	
清酒	1,483	1,480	3	0	0	限度以上ノサリチール酸及ビ防腐劑ホルムアルデヒド檢出
酒精性飲料	267	267	0	0	0	變敗
醬油	81	81	0	0	0	防腐ベタナフトール檢出
清涼飲料水	2,463	2,463	0	0	0	變敗
其他飲料水	23	23	0	0	0	沈澱濁濁夾雜物含有
牛乳及乳製品	43	43	0	0	0	全上
罐詰類	4,588	4,588	0	0	0	比重及脂肪不足
罐詰類	2,588	2,588	0	0	0	變敗
天婦羅類	100	100	0	0	0	全上
漬物類	100	100	0	0	0	變敗及サツカリン檢出
菓子類	1,277	1,277	0	0	0	變敗
肉類	1,097	1,097	0	0	0	變敗
獸肉類	1,097	1,097	0	0	0	變敗
飲食物器具類	3,588	3,588	0	0	0	變敗及リツカリン檢出
其他類	26	26	0	0	0	變敗
合計	11,010	11,010	0	0	0	
色素類	15	15	0	0	0	
小計	15	15	0	0	0	
合計	11,025	11,025	0	0	0	

自六月十一日 一般飲食物一齊取締ノ際ニ於ケル試験成績表
至六月十四日

署別	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年七月六日迄
三井	河豚二件二名、牛肉一件三名			河豚一件一名
相生	河豚一件一名			アイスクリーム一件三八名
相模	河豚一件三名			河豚一件三名
淡路	河豚二件三名			河豚一件一名
兵衛	河豚一件三名			クリームパン一件七名
須賀	河豚一件三名			蟹一件二名
明石	河豚一件一名			蟹ノ天アラ一件二五名
御影	タコ一件三〇名			
伊丹	タコ一件二名			
三木	タコ一件二名			
三社				
北條				
加川				
魚住				
香住				
村山				
篠原				
細計	河豚九件十四名、タコ一件三〇名、ベラ一件二名、牛肉一件三名、烏賊一件一名	折詰辨當一件二六一名、九件三八一名、河豚三件六名、折詰辨當四件三、鱈一件一名	八件二六四名、河豚二件四名、折詰辨當三件、鱈一件一名、赤飯一件九名	六件九五名、河豚二件四名、アイスクリーム一件三八名、クリームパン一件七名、蟹一件二名、蝦天アラ一件二五名

總計 二、〇六六 適件數 九、三三六 不適件數 一、七三〇
備考 本成績ハ技術員ガ各警察署ニテ試験シタルモノヲ含ム
本縣ニ於ケル藥物以外ノ中毒者ニ就キ一般飲食物衛生狀況ノ參考トシテ調査セシ所ニヨレバ別表ノ如クニシテ件數ニ於テハ大正十四年ノ十四件最多ク人員ニ於テハ昭和元年度ノ九件三八一名最多シ、ソノ原因ニ於テハ魚類ニヨルモノ其ノ主位ヲ占メタリ
中毒患者數 (藥物外中毒)

七月以降ニアリテハ毎月一回以上同一ノ方法ニヨリ各署毎ニ一齊取締リヲ勵行セシメタリ

二、一流料亭一齊取締實施ノ概要

元來旅館料理店飲食店ニシテ一流ニ屬スル所謂高等料理店ハ衛生設備比較的完全ナリト認め從來一齊取締リノ際、時ニ除外シ來リタル傾キアリタルガ、過般一流西洋料理店ニ於テ發生シタル中毒事件ニ鑑ミ、豫テノ計畫ニ基キテ七月廿六日神戸市内、各警察署管内一流旅館、料理店、飲食店、八十軒ニ對シ衛生課技術員及、各署衛生主任同伴一齊臨檢ヲ行ヒ一般的衛生設備ヲ始トシ調理場、料理原料品、食用器具等ニ付綿密ナル、取締ヲ勵行シタル所共ノ成績別表ノ如ク飲食物用器具ニシテ不良ナルモノ一十九件、調理場不潔ニシテ修理ヲ要スルモノ一二件其他防齶設備ノ不完全ナルモノ便所塵箱下水溝排水ノ不完備ナルモノ 數件アリタルヲ以テ夫々適當ナル措置ヲナセリ。

神戸市内一流料亭一齊臨檢結果表

七月廿六日

署名	臨檢戸數	飲食物用器具検査		調理場設備ニ付キ注意數	備考
		總數	不適品數		
三宮合	九	103	3	2	水室不潔一、便所不潔五、排水不備二 防齶設備不備五、排水不備二 排水不備一 汚物箱不完全一、排水不備一
相生	二	18	1	1	
相橋	二	100	0	0	
淡川	三	32	0	0	
兵庫	三	19	0	0	
林田	二	25	0	0	
須磨	六	105	2	3	
計		383	6	6	

三、食料品市場取締ノ概要

十月廿五日ヨリ十一月八日ニ至ル間ニ於テ神戸市内及阪神間西宮、尼ヶ崎御影芦屋ノ各食料品市場一〇三ヶ所ニ對シ、縣衛生課ヨリ技術員ヲ派遣シテ綿密ナル臨檢ヲ行ヒタル結果検査件數二九三二件ノ内一三〇五ノ不適品ヲ發見スルニ至リタルヲ以テ其ノ程度ニ應ジテ相當ノ處分セリ、ソノ詳細左ノ如シ

食料品市場取締表

自十一月二十五日
至十一月八日

所轄警察署名	市場數	検査數	適品數	不適品數
三宮合	二	1,345	1,345	0
相生	八	1,876	1,876	0
相橋	七	2,536	2,536	0
淡川	一	1,710	1,710	0
兵庫	六	1,520	1,520	0
林田	一	1,811	1,811	0
須磨	八	2,101	2,101	0
御影	二	1,271	1,271	0
芦屋	二	87	87	0
西宮	二	1,333	1,333	0
尼ヶ崎	七	1,441	1,441	0
計	103	21,932	21,932	0

四、牛乳及獸肉營業者取締概要

七月以降十一月ニ至ル五ヶ月間、毎月一週間ノ豫定ヲ以テ姫路市以東尼ヶ崎市ニ至ル五市六郡ニ於ケル牛乳營業者及獸肉營業者ノ全体ニ亙リ縣衛生課技術員ヲ派遣シテ店舗ノ設備、牛乳、肉ノ適否ニ付嚴重、取締ヲ勵行シタリ、臨檢個所八一、四七四件ニシテ設備備遺及容器ノ不適ナルモノ六六六件ニ對シテハ修理ヲ命ジ、獸肉中不適ト認ムルモノ五八件ニ對シテハ適當ノ處分ヲナセリ其ノ詳細ハ左表ノ如シ

牛乳營業者取締成績表

署名	牛乳搾取營業者數	牛乳請賣營業者數	設備注意數	容器注意數	牛乳取扱注意數
三宮合	一八	三	三	元	18
相生	一	三	三	三	12
相橋	一	三	三	三	12
淡川	一	三	三	三	12
計	六	10	10	12	54

署名	牛乳採取營業者數	牛乳調賣營業者數	設備注意數	容器注意數	牛乳取扱注意數
兵須林	1	1	1	1	1
姫田	1	1	1	1	1
明路	1	1	1	1	1
西宮	1	1	1	1	1
伊丹	1	1	1	1	1
寶塚	1	1	1	1	1
芦屋	1	1	1	1	1
魚崎	1	1	1	1	1
飾磨	1	1	1	1	1
計	11	11	11	11	11

獸肉營業者取締成績表

署名	獸肉店舖數	設備注意數	獸肉取扱注意	適肉品ノ不檢査	
				適品	不檢査品
三須林	1	1	1	1	0
須磨	1	1	1	1	0
林田	1	1	1	1	0
相合	1	1	1	1	0
井川	1	1	1	1	0
湊川	1	1	1	1	0
兵衛	1	1	1	1	0
御影	1	1	1	1	0
西宮	1	1	1	1	0
合計	11	11	11	11	0

第三項 家畜傳染病豫防

一、家畜傳染病豫防計畫

昭和三年六月十一日畜第四七一九號ヲ以テ農林省畜産局長ヨリ御大禮關係地方炭疽及狂犬病豫防協議會ヲ開催スベキニツキ主任官派遣サレタシトノ通牒アリタルヲ以テ本縣ヨリハ主任技師及主任警部之ニ出席シ協議ニ列シタリ其ノ協議要項左ノ如シ

記

一、會期 六月二十二日、二十三日 (午前九時ヨリ)

二、會場 京都府廳

三、参加府縣 警視廳、神奈川、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良

四、協議事項

- 1、御大禮ニ際シ、炭疽豫防ノ徹底ヲ期スル適切ナル方法
- 2、御大禮ニ際シ狂犬病ノ豫防注射、畜犬ノ整理野犬ノ掃蕩等ヲ勵行スルニ適切ナル方法、其ノ他狂犬病豫防上特ニ有効ナリト認ムル方法
- 3、關係府縣聯合豫防週間ノ開催(回数、期日、實施事項)
- 4、御大禮中行幸時ニ於ケル豫防施設事項
- 5、御大禮關係炭疽及狂犬病豫防ノ所要費概算(國費及地方費)
- 6、豫防施設ニ關シ關係府縣相互間及本省トノ連絡ヲ計ル事項
- 7、炭疽豫防血清類ノ月別所要見込量

而シテ其ノ協議ノ結果ハ左ノ如クニシテ同六月三十日畜第四七一九號ヲ以テ農林省畜産局長ヨリ左ノ詳細ナル要項ヲ示シテ通牒セラレタリ、即チ左ノ如シ

御大禮關係地方炭疽、狂犬病豫防協議會、協議事項ニ對スル決議

一、御大禮ニ際シ炭疽豫防ノ徹底ヲ期スルニ適切ナル方法

(イ) 家畜傳染病豫防法第十三條ノ届出ヲ迅速ニ勵行セシムルコト

(ロ) 炭疽有病地及斃獸多發地ニ於ケル斃死獸ニ對シテハ家畜防疫委員立會シ、細菌學的検査ヲナシ尙一般斃獸ニ付テモ可成同様ノ方法ヲ講

ズルコト

(ハ) 既往三ヶ年間に於ケル炭疽發生地ニ對シテハ牛馬其ノ他ノ家畜ニ對シテ檢診及豫防注射ヲ施行スルコト

(ニ) 化製場、死者解体場、家畜市場、牛馬商等ノ取締ヲ勵行スルコト

(ホ) 肉類御遺道筋ニ於ケル畜舎ノ衛生監督並ニ家畜ノ檢診ヲ勵行スルコト、尙其ノ他獸醫師會農會畜産組合等ニ連絡ヲ計リ本旨ノ達成ヲ講ズルコト

(ヘ) 警護用馬匹其ノ他御大禮關係牛馬ニ對シテハ檢診及豫防注射ヲ施行スルコト

(ト) 炭疽豫防知識ノ宣傳普及ニ努ムルコト

(チ) 御大禮ニ際シ炭疽豫防ニ關シテハ本省ニ於テ特ニ宮内省陸軍省ト交渉シ連絡ヲ計ラレタキコト

二、御大禮ニ際シ狂犬病ノ豫防注射、畜犬ノ整理、野犬ノ掃蕩等ヲ勵行スルニ適切ナル方法、其ノ他狂犬病豫防上特ニ有効ナリト認ムル方法其他狂犬病豫防上特ニ有効ナリト認ムル方法

(イ) 豫防注射ニ關スル件

1、注射施行ノ際ニ於ケル徵稅ヲ見合ハスコト

2、畜犬ノ整理後注射ヲ行フコト

3、注射ノ場所ハ比較的牽附ニ便ナル場所ヲ選ブコト

4、注射ヲ受クベキ犬ノ飼養者ニ呼出狀ヲ發スル場合「相當理由ナクシテ之ニ應ゼザル時ハ處罰セラル、コトアルベシ」ト附記スルコト

5、市町村役場衛生組合其ノ他衛生團體ノ援助ヲ求ムルコト

6、注射洩ヲ防グ爲注射施行ノ回数ヲ多クシ徹底的ニ注射ノ勵行ヲ計ルコト

(ロ) 畜犬ノ整理

1、家畜防疫委員ヲ増員シ必要警察署ニ配置ノコト

2、畜犬ノ届出ハ口頭、文書ノ何レヲ不問之ヲ受理スルコト

3、小學校兒童ノ援助ヲ求ムルコト

(ハ) 野犬ノ掃蕩

1、捕獲班ノ増置ヲナスコト

2、町村青年團、在郷軍人分會等ノ援助ヲ求ムルコト

3、捕獲犬收容所ノ設置完備ニ努ムルコト

4、捕獲人夫ノ日給支給ニ付テハ相當考慮スルコト

(ニ) 其他豫防上特ニ有効ナリト認ムル事項

1、御大禮ノ意味ヲ加ヘテ宣傳ヲ行フコト

2、狂犬ニヨル被咬傷動物ノ徹底的調査ヲ行ヒ可成撲殺ヲ勸誘シ若シ應ゼザル時ハ九十日間鎖鋼スルコト
但シ豫防注射ノ有効期間中ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

三、關係府縣聯合豫防週間ノ開催

(回数、期日、實施、事項等)

豫防週間ヲ開催スルコト、爲シ左ノ通施行スルコト

回数 一回

期日 十月一日ヨリ七日ニ至ル七日間

實施事項ハ従前ノ例ニヨル

四、御大禮中行幸時ニ於ケル豫防施設事項

(イ) 炭疽有病地帯ノ御遺道ニハ一週間前ヨリ牛馬ノ出入往來ヲ停止スルコト、但シ炭疽ノ豫防注射證明ヲ有スルモノハ之ヲ除外スルコト

(ロ) 必要ナル關係地域ノ畜犬ノ繋留ヲ勵行スルコト

(ハ) 救護班ニ獸醫師ヲ配置スルコト

(ニ) 御通聲御道筋ニ捕獲人夫ヲ配置スルコト

五、豫防施設ニ關シ關係府縣相互間及本省トノ連絡ヲ計ル事項

炭疽並ニ狂犬病ニ就テハ其ノ發生狀況及防疫施設ノ概要ヲ本省ニ通報シ且ツ隣接府縣トノ關係防疫施設ニ付テハ其ノ都度相互通報連絡ヲ計ルコト

六、御大禮關係炭疽及狂犬病豫防ノ所要經費概算(國費及地方費)

七、炭疽豫防血清類ノ月別所要見込量

右二項ハ歸廳ノ上本省ニ詳細報告ヲ計ルコト

本縣ニ於テハ此ノ指示事項ヲ基準トシテ炭疽及狂犬病ニ就テソノ豫防施設ヲ徹底セシムベク六月、及九月ニ於テ追加豫算ヲ計上シテ萬般ノ實施ニ努メタリ(豫算ノ詳細ハ第五編第一項ニアリ)而シテ本縣近年ニ於ケル炭疽及狂犬病ノ發生狀況ハ左表ノ如クニシテ、其他野犬買上數、野犬捕獲狀況及畜犬野犬ノ頭數ハ別表ノ如シ。

最近四ヶ年間炭疽、狂犬病發生郡別表

郡市別	炭疽		狂犬		病	
	年	別	年	別	年	別
神戶市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
姫路市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
明石市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
西市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
武庫市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
川馬市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
明石市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
有馬市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
美石市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
多加市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
加西市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
加古市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
印南市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
飾磨市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
神戶市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
赤松市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
佐伯市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
大津市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
出雲市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
初谷市	大正十四年	1	大正十四年	1	大正十四年	1
合計	大正十四年	15	大正十四年	15	大正十四年	15

郡市別	炭疽	狂犬	病
美濃市	1	1	1
氷上郡	1	1	1
多摩郡	1	1	1
津和野市	1	1	1
三好市	1	1	1
合計	5	5	5

最近四ヶ年間野犬捕獲頭數表

各警察署別

署別	大正十四年		大正十五年		昭和二年		昭和三年		合計
	買上	捕獲	買上	捕獲	買上	捕獲	買上	捕獲	
三寶田	1	1	1	1	1	1	1	1	4
廣根	1	1	1	1	1	1	1	1	4
伊丹	1	1	1	1	1	1	1	1	4
青柳	1	1	1	1	1	1	1	1	4
御影	1	1	1	1	1	1	1	1	4
西宮	1	1	1	1	1	1	1	1	4
明石	1	1	1	1	1	1	1	1	4
尼崎	1	1	1	1	1	1	1	1	4
姫路	1	1	1	1	1	1	1	1	4
林田	1	1	1	1	1	1	1	1	4
須磨	1	1	1	1	1	1	1	1	4
水上	1	1	1	1	1	1	1	1	4
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	4
淡路	1	1	1	1	1	1	1	1	4
相生	1	1	1	1	1	1	1	1	4
三宮	1	1	1	1	1	1	1	1	4
三好	1	1	1	1	1	1	1	1	4
合計	15	15	15	15	15	15	15	15	60

署別	年別	大正十四年		昭和十五年		昭和二十年		昭和三十年		合計
		買上	補獲	買上	補獲	買上	補獲	買上	補獲	
三木										
社村										
中條										
北川										
加古										
高砂										
魚崎										
飾磨										
龍野										
赤穂										
那波										
上郡										
佐用										
山崎										
安藝										
城崎										
日高										
香取										
八咫										
和歌										
生野										
濱坂										
合計										

署別	年別	大正十四年		昭和十五年		昭和二十年		昭和三十年		合計
		買上	補獲	買上	補獲	買上	補獲	買上	補獲	
柏原										
篠山										
篠原										
洲本										
志保										
郡家										
岩手										
市村										
合計										

畜犬及野犬頭數表

署別	年別	昭和二十年二月末日現在		全三年七月末日調查	
		畜犬數	野犬數	畜犬數	野犬捕獲數
三井		1,000	150	1,150	100
三木		1,200	180	1,380	120
社村		1,500	220	1,720	150
中條		1,800	280	2,080	180
北川		2,000	320	2,320	200
加古		2,200	360	2,560	220
高砂		2,500	420	2,920	250
魚崎		2,800	480	3,280	280
飾磨		3,000	520	3,520	300
龍野		3,200	560	3,760	320
赤穂		3,500	620	4,120	350
那波		3,800	680	4,480	380
上郡		4,000	720	4,720	400
佐用		4,200	760	4,960	420
山崎		4,500	820	5,320	450
安藝		4,800	880	5,680	480
城崎		5,000	920	5,920	500
日高		5,200	960	6,160	520
香取		5,500	1,020	6,520	550
八咫		5,800	1,080	6,880	580
和歌		6,000	1,120	7,120	600
生野		6,200	1,160	7,360	620
濱坂		6,500	1,220	7,720	650
合計		65,000	9,500	74,500	6,500

署別	昭和二年十二月末日現在		同三年七月末日調査	
	畜犬數	野犬數	畜犬數	野犬捕獲數
伊丹	六四	七	五二	三
廣島	二〇	〇	二二	〇
寶三	二〇	〇	二〇	〇
三三	二〇	〇	二〇	〇
社中	一〇	〇	一〇	〇
北加	一〇	〇	一〇	〇
加高	一〇	〇	一〇	〇
高魚	一〇	〇	一〇	〇
飾福	一〇	〇	一〇	〇
龍龍	一〇	〇	一〇	〇
赤那	一〇	〇	一〇	〇
上那	一〇	〇	一〇	〇
佐山	一〇	〇	一〇	〇
安山	一〇	〇	一〇	〇
豐城	一〇	〇	一〇	〇
日城	一〇	〇	一〇	〇
香日	一〇	〇	一〇	〇
出香	一〇	〇	一〇	〇
八出	一〇	〇	一〇	〇
計	二〇〇	一〇	一八〇	一〇

和生村濱柏佐篠洲志郡岩市福合	昭和三年七月三十一日調査ノ畜犬數ハ同日ノ現在數ナリ、野犬捕獲數ハ一月ヨリ七月末日迄ノ捕獲數ナリ	
	畜犬數	野犬數
和生	一〇	一
生野	一〇	一
村野	一〇	一
濱野	一〇	一
柏野	一〇	一
佐野	一〇	一
篠野	一〇	一
洲野	一〇	一
志野	一〇	一
郡野	一〇	一
岩野	一〇	一
市野	一〇	一
福野	一〇	一
合野	一〇	一
計	一〇〇	一〇

二、狂犬病豫防計畫及實施顛末

本縣ニ於テハ年々狂犬病ノ豫防警戒ニ努メ居レルガ本年六月七日附農林省第四六一五號ヲ以テ畜産局長ヨリ狂犬病豫防週間施行ヲ七月一日ヨリ七日ニ至ル一週間ト定メ實施スベキヤウ通牒サレタルヲ以テ(別項通牒寫参照)直ニソノ計畫ヲ進メ、六月廿一日左ノ縣令及告示ヲ以テ狂犬病豫防週間實施ヲ規定シ野犬ヲ買上ゲ、又捕獲獎勵金ヲ與ヘテ野犬掃蕩ノ實ヲ徹底セシムルコト、ナシタリ

縣令及告示左ノ如シ

兵庫縣令第四〇號
 狂犬病豫防上必要アルヲ以テ左ノ區域内ニ於ケル犬ノ所有者又ハ保管者ハ昭和三年七月一日ヨリ同月七日ニ至ル間其犬ヲ繫留スベシ、但シ口網ヲ附シテ牽行スルモノハ此ノ限りニアラズ

昭和三年六月二十一日

兵庫縣告示第三九八號

狂犬病豫防ノ爲昭和三年七月一日ヨリ同月七日迄七日間毎日午前九時ヨリ午後三時迄左記要領ニ依リ捕獲獎勵金ヲ交付シテ野犬ヲ掃蕩ス

昭和三年六月二十一日

左記

知

一六四

事

一、捕獲獎勵金(買上)

大 犬	一頭ニ付	金七拾錢
小犬(生後三ヶ月以内)	一頭ニ付	金參拾錢
一、懸賞金 總額	參百五拾圓	
一等	拾圓	十本
二等	五圓	二十本
三等	三圓	五十本

一、取扱場所 所轄警察署

カクテ同六月廿一日農林大臣へ此ノ旨通報ヲ發シ、又縣下各警察署長ニ依命通牒ヲ發シ、各市町村長宛通牒ハ縣報ニ登載セリ(別項通牒寫参照) 猶 尼ケ崎以東、姫路以西ノ衛生主任及警察官、及衛生技手ヲ召集シ、同六月廿日午前十時ヨリ本縣衛生課ニ於テ協議會ヲ開キ實施要項ノ詳細ヲ指示シタリ、即チ左ノ如シ

一、期間 (自昭和三年七月一日、七月七日) 七日間

買上代金及懸賞金ハ縣令第四〇號、告示第三九八號公布ノ通り

二、實施期間前ニ行フベキ事項

(イ) ポスター、ビラ等ニ依ル宣傳
當廳ヨリ配布ノポスターヲ可成有効ニ掲出スルノ外市町村衛生組各、青年團等ト打合セ又ハ指導ノ上適當ナル「ビラ」ヲ印刷配布セラレタキコト

(ロ) 講話

小學校、中等學校長ニ交渉シテ狂犬病豫防ニ關スル講話ヲ求メ尙市町村吏員、衛生組合、青年團、在郷軍人會、消防組等ノ各團體ヲ通ジテ一致協力可成應援セシムルコト

(ハ) 新聞掲載

地方新聞ニ宣傳掲載方ヲ交渉ノコト

(ニ) 犬畜犬ノ整理

畜犬ノ届出ヲ怠レルモノニ注意シテ届出ヲ勵行セシムル等豫メ畜犬ノ整理ヲ行フ即戸口の調査ヲ行ヒ必要アラバ各種團體ヲ利用シテ成ベク應援セシムルコト

(ホ) 繫留ニ要スル鎖頸輪ハ前年配布ノモノヲ利用シ不足ノ場合ハ針金ヲ購入使用ノコト尤モ補充トシテ多少ハ送付ノ見込

番號ノ木札ハ配布ノ豫定
捕獲シタル野犬ヲ繫留場所作製ノ爲丸太材杭等ハ借上損料トシテ一警察署ニ對シ金參圓以内ヲ支出ス

(ヘ) 野犬捕獲獎勵金交附臺帳ヲ作製シ置クコト (別紙第一號様式ニ依ル)

(ト) 警察署長ハ部内市町村長ト打合會ヲ開キ豫メ週間中ノ部署ヲ定メ置クコト

三、期間中ニ行フベキ事項

(イ) 畜犬ノ整理

期間前ニ引續キ完全ニ整理ヲ行フコト

(ロ) 畜犬繫留ノ強制

豫メ周知セシメ置キテ縣令ニ基キ期間中ハ絶對ニ繫留方ヲ強制ノコト

(ハ) 野犬ノ掃蕩

期間中ハ特ニ野犬ノ掃蕩ニ全力ヲ傾注スルコト

(ニ) 豫防注射

本年豫防注射ヲ施行シタル區域内ニ在リテ豫防注射未済ノ畜犬ニ對シテハ技術員又ハ開業獸醫師ヲシテ注射ヲ施行セシムルコト
神戸市並ニ其ノ附近ノ地ニ於ケル注射未済ノ畜犬ニ對シテハ豫防週間中毎日當衛生課ニ於テ豫防注射ヲ施行ス

(ホ) 買上代金ノ交附

所有者無キ犬、又ハ飼養ヲ廢止セントスル一若クハ人夫等ニヨリ捕獲シタル犬ハ先ツ臺帳ニ登載シ、別ニ送付スベキ引換券ヲ交付シ置クコト
懸賞金ハ週間終了後直ニ警察署長ヨリ當課へ送付ノ臺帳ニヨリ抽籤ヲナン各警察署毎ニ送金ス

抽籤ハ七月十六日ヲ以テ執行ノ管ニ付臺帳ハ正副二通調製シ置キ其ノ一通ヲ速カニ本廳衛生課宛ニ送附ノコト

(ハ) 犬ノ處分

- 1、買上犬中所有者又は保管者判明シタルトキハ其ノ旨本人ニ通知シテ受領セシム、但繋留中ノ飼養費トシテ一日金六錢五厘ノ割合ニテ本人ヨリ納付セシム
- 2、飼養ヲ廢止セントスル犬ハ直ニ藥殺處分ニ附シテ差支ナキモ三日間繋留ヲ要スル犬ハ其ノ期間經過後技術員ニ依リテ藥殺處分ヲ行ハンメ共ノ他ハ捕獲人夫等ヲシテ適當ニ處置セシムルコト、場合ニヨリテハ本課ヨリ技術員ヲ派遣セシムルモ全縣下ニ亙リテ盡ク出張セシムルコトハ到底不可能ニ付豫メ了承セラレタシ
- 3、繋留中ノ飼料費トシテ一日一頭ニ付金六錢五厘ノ割合ニテ支拂フ管ニ付期間終了後直ニ取纏メ請求セシムルコト、但シ該金額以內ニテ飼養ノ場合ハ實費ヲ請求ノコト
- 4、宣傳
宣傳ポスターハ期間前配布ノ豫定ナルモ略昨年同様ノ見込ニ付素ヨリ充分トハ考ヘラレズ、故ニ既ニ前述セシ如ク適宜ノビラヲ便宜印刷配布方御配慮セラレタキコト
- 尙、活動寫眞館所在地ニ在リテハ舉行主ニ交渉シテ幕間ニ字幕ヲ影寫スルコト
- 5、買上ノ取扱ハ土地ノ狀況ニ應ジテ便宜警部補派出所又ハ巡査駐在所ニ於テスルモ差支ナシ
- 6、期間中ハ前同買上ノ成績ハ翌正午迄ニ毎日電話ニテ衛生課(電六八)保健係ヘ大、小頭數ヲ報告セラルベシ但シ淡路ニ限リ「はがき」ニテ報告ノコト

四、期間後行フべき事項

期間前、期間中ニ行ヒタル實蹟ハ別紙第二號様式ニ依リ終了後臺帳ト共ニ速カニ本廳ヘ報告ノコト

野犬捕獲臺帳

番號	性	年令	毛色	体格	捕獲場所	全上日時	抑留場所	交附金額	捕獲人住所氏名	備考

番號ハ各警察署毎ニ一號ヨリ順次號ヲ逐フコト
返還ノ犬ハ備考欄ニ記入シ朱線ヲ以テ抹消スルコト

狂犬病豫防週間實施成績表

買上頭數	頭數		豫防注射頭數	戶口的畜犬調査數			豫防講話開催數	聽講者數
	大	小		計	新届出	既届出		

備考
内返還 大何頭 小何頭
豫防講話開催數ハ小學校、中學校ニ於テ校長又ハ受持教員ヨリ學生、生徒ニ對シ講話ヲ爲シタル場合ハ其ノ回數並ニ聽講者數モ併記ノコト

尙狂犬病豫防週間實施ニ就テソノ主意ノ徹底ヲハカル爲小中學校長ニ交渉シテ狂病豫防週間ニ於ケル實施要項ヲ學生及生徒ニ講話セシメル爲ニ小冊子ヲ配布シテ其ノ資料ヲラシメタリ即チ内容ハ左ノ如シ

狂犬病豫防週間ニ就テ

今回全國的ニ狂犬病豫防ノ爲、七月一日ヨリ向フ一週間特ニ豫防施設ヲ實行スル事ニナリマシタ、週間中ニ行フべき重ナル事項ハ

- 一、野犬ノ掃蕩
- 二、畜犬ノ整理
- 三、豫防注射施行

昨年モ本年同様ニ、狂犬病豫防週間ヲ實施致シマシテ、週間中ニ六千八百頭以上ノ野犬買上ヲナシ、狂犬病豫防ノ爲メ相當効果ガアリマシタ。本縣ハ大正十年ヨリ俄ニ狂犬病發生流行シ、同年中三百十三頭ノ狂犬發生シ、恐水病患者五名發生シ、大正十二年ニハ二百九十五頭ノ狂犬、十七名ノ恐水病患者發生、大正十四年ハ四百十六頭ノ狂犬二十四名ノ恐水病患者發生シ從來ニナキ多數ニ達シマシタ。故ニ極力豫防徹底ニ從事シタル爲メ大正十五年狂犬ハ八十三頭ニ減ジ恐水病患者八十名ノ發生ヲ見タルモ昭和二年ニ至リテ狂犬ハ更ニ三十三頭ニ減ジ恐水病患者ハ一名モ發生セズ年々病勢減退ノ狀現ニアルハ定ニ喜ブベキデアリマス。是レ最近數年來毎年多額ノ費用ヲ支出シ豫防週間ヲ實施シテ野犬ノ捕獲掃蕩ヲ爲スト一面豫防注射ヲ續行セル爲好結果ヲ得タノデアリマスケレドモ、未ダ本病根絶ノ域ニ達シナイノハ甚、遺憾トスル所デアリマス狂犬病ノ存在ハ文明國ノ恥デスカラ、是ガ根絶ノ徹底ヲ期スル爲全國的ニ豫防週間ヲ實施スルノデアリマス。今全國ニ於ケル昭和二年狂犬病被害ノ狀況ヲ見ルニ、狂犬ノ爲メニ咬マレタ數ハ千四百五十一人(内本縣ノ分七十二人)。犬、牛、馬ノ咬マレタルモノ全國ニテ二百六十三頭ニシテ前數年ニ比較スレバ非常ニ其數ヲ減ジマシタ昭和二年中狂

犬又ハ其ノ疑アル犬ノ爲ニ咬マレ豫防注射ヲ受ケタルモノハ、全國ニ八千五百三十二名(内本縣ノ分二百六十三名)恐水病患者ハ三十三名(本縣ニハナシ)狂犬以外ノ犬ニシテ人ヲ咬ミタルモノ二万〇九百五十四頭(内本縣ノ分千三百四十二頭)咬マレタル人員二万一千〇九十八人(内本縣ノ分千三百五十三人)デアリマス。

昭和二年中全國ニ於ケル野犬掃蕩數ハ二十一万五千八百三十五頭(内本縣ノ分一萬六千六百五十五頭)デアリマス。

次ニ昭和二年末全國ニ於ケル犬ノ總數ハ七十一万九千五百九十三頭(内飼犬五十二萬八千七百九十頭、野犬十九萬〇八百〇三頭、兵庫縣ハ三萬五千八百七十八頭、内飼犬二萬八千四百九十五頭、野犬七千三百八十三頭)ニシテ、本縣ハ東京、大阪ニ次デ犬ノ數ハ全國中ノ第三位階分多イノデアリマス

第二 狂犬病ニ對スル一般知識

狂犬病ハ元來犬ノ傳染病デアリマスガ、其ノ實犬ダケデハナク人ハ申スニ及バズ、牛、馬、猫、鶏デモ其ノ他ノ野獸デモ皆傳染スルノデアリマス、特ニ犬ニ最多クテ此病氣ガ一度發生スレバ必ズ死ヲ免レナイノデアリマスカラ誰モ平素犬ニ咬マレナイ様ニ注意シ若シ咬マレタラ直ニ夫々豫防ノ方法ヲ講ズル事ガ最肝要デアリマスガ、狂犬ニアラザルモノハ夢支ナキモ、其ノ狂犬ナルカ否カハ専門ノ技術者(獸醫師)ニ檢診ヲ受ケテレバワカリマセン

本病ノ病原體ハ未ダ不明デアリマス。

然シ病氣ノ模樣カラ考フレバ、他ノ傳染病ト同ジク一種ノ微生物ナルコトハ疑ハレナイノデ、狂犬ノ唾液中ニ強力ノ毒性分ガ存在スル事ハ事實デスカラ、狂犬ニ咬マルレバ、病毒ハ創口カラ侵入シテ神經系統即チ腦及脊髓ニ延髄ニ達シ、此處ニテ盛ニ繁殖シ神經ノ刺戟痲痺ヲ起スノデス。

又此ノ傳染ハ咬傷ガナクテモ起ル事ガアリマス即チ狂犬病獸ノ唾液ガ皮膚ノ剝脱若クハ擦過傷ニフレタ計リデモ傳染スル事ガアリマスカラ狂犬ノ唾液ニフレル事ハ大ニ注意警戒ヲ要シマス。神戸市下山手通六丁目第一神港商業學校學生某ナルモノ其家ノ飼犬狂犬トナリ、同人母ハ該犬ニ左手ヲ咬マレ直ニ豫防注射ヲ受ケタルニヨリ生命ニハ別條ナカリシガ、某ハ咬マレザリシモ犬ニ手ヲ嘗メラレ其儘ニテ注射ヲ受ケザリシ爲、滿一ケ年後ノ大正十五年四月九日ニ恐水病トナリ同月十四日死亡シタル實例アリ。

第三 犬ノ狂犬病

狂犬病ハ犬ノ傳染病デアリマス、狂犬ニ咬マレルト我々人間ヲ初メ牛、馬、羊、豚、猫、鳥ノ類ニモ傳染シマス、病毒ハ狂犬ノ唾液中ニ含まレテ居リマスカラ、假令小サイ咬ミ傷デモ唾液ト共ニ皮下ニ這入ツテ漸次腦ヲ侵シ、一二ケ月ノ後ニ發病スルノガ普通デアリマス、一度發病スレバ到底助カレ方法ガアリマセヌ。

犬ガ狂犬病ニ罹リマスト動作ガ一變シ、好ンデ暗處ニ潛ム様ニナツタリ、時トシテハ家ノ内外ヲ無意識ニ馳ケ廻ツタリ、故ナク吠エタリスルモノモアリマス、食慾ハ著シキ變化ヲ來シ、常食ヲ嫌ヒ却ツテ藜、草ナドヲ食ヒ、呼吸困難ノ様子ガ現ハレマス、カヨウナ時期ガ半日カ二、三日續キマスト興

奮期ニ入りマス。此期ハ前記ノ症狀ガ尤マリマシテ眼光ガ鋭ク、顔貌ガ猙獰トナツテ一見シテ狂犬デアルコトガ判リマス。斯様ナ状態デアリマスカラ犬ハ綱ヤ、鎖ヲ咬ミ切ツテ逃走ヲ計リマス。ソシテアテドモナク馳ケ廻リ、一日數里、數十里ノ遠キ所ヲ徘徊致シマシテ、犬ハモトヨリ人デモ獸デモ出逢ツタモノハ何物ノ識別ナク咬ミツキマス。夫レ計リデナク竹、木、硝子、鐵桿、烈火ハオロカ甚シイノハ自分ノ身体ヲ咬ムモノサヘアリマス、斯様ナ日ガ三、四日續キマスト第三期ノ痲痺期ニ入りマス。此期デハ病毒ガヒドク腦ヲ侵シマシテ、疲勞、衰弱ガ甚シク、其ノ上下顎、舌、眼ナドガ痲痺イタシマシテ口ヲ開イタ儘閉ヅルコトガ出來ナクナツテ涎ヲ流シ、遂ニ四肢マデ痲痺シテ、全く活動ガ出來ナクナツテ其ノ儘斃レマス

第四 人ノ恐水病

狂犬ノ咬傷ヲ受ケタ人ハソノ傷ノ大、小、部位ニヨツテ發病ノ時期ガ違ヒマスガ、顔面ノ傷ハモウ痕方モナク癒ツテ居ルノニ拘ラズ、其ノ部ガ痒クナツタリ痛グリスルコトガアリマス、患者ハ何トナク沈ミ勝テトナリ、次ニ不安トナリ又ハ無暗ニ外出ナドヲシマス。カクシテ二日乃至八日ノ後呼吸痲痺ガ起リマシテ、飲食物ノ嚥下スルコトガ出來ズ非常ニ苦悶スル状態ハ言語ニ絶シ慘鼻ノ極デアリマス。末期ニ至リマスト一時ヨクナル様ニ見エマスガ漸次痲痺シテ遂ニ死ノ轉歸ヲトリマス。

第五 豫防方法

犬ニ咬マレタラ一ゲ警察ヘ届出テ應急手當トシテ傷口ヨリ充分ニ血ヲ絞り出シ「リゾール」ヤ「リレオリン」ノ三十倍液デヨク消毒シ咬犬ハ獸醫師ニ診テ貰フガヨロシイ。若シ其ノ犬ガ狂犬病デアレバ直グ豫防注射ヲ受ケネバナリマセン。

見ナレヌ犬ヲ見タラ、ナルベク近寄ラヌヨウニ仔ヲモツ犬ヤモノヲ食ツテキル犬ニハ、特ニ注意シ、石ヲ投ゲタリ、棒ナドデ追フヤウナ惡戯ヲシテハイケマセン。

飼犬ニハ頸環ニ必ズ鑑札ト豫防注射票トヲ付ケテオカネバナリマセン。
飼フ考ヘノナイ犬ヲオイタリ、不用犬デアルカラテド、ヤタラニ犬ヲ棄テテハナリマセン

狂犬病豫防週間實施ニ關スルポスター大、一萬枚、小二千枚ヲ印刷シテ、六月十三日ニ於テ、神戸市電氣局庶務課ヲ始メ、大阪鐵道局運輸部、神電車營業部、阪急電車營業部、播州鐵道營業部、赤穂鐵道營業部、篠山鐵道株式會社、淡路鐵道營業事務所、宇治電營業部ヘ夫々照會狀ヲ發シ、六月廿八日ヨリ七月七日ニ至ル十日間、車内及驛待合室、停留所等ニ掲示スベキヤウ所用ノ枚數ヲ問合セテ、之ヲ發送シ宣傳ニ就テ遺漏ナキヲ期シタリ其ノポスターハ左ノ如シ

狂犬病豫防週間

飼犬は豫防注射
を受けて下さい

飼犬は警察へ
届けて
下さい

飼犬は
繋いでおいて
下さい



注射済

全國廳府縣聯合主催

抽籤日 七月十六日

兵庫縣

昭和三年七月一日ヨリ
同 期間 七年七月七日デ

買上場所 各縣下各警察署

買上金 大犬 金十七錢
小犬 金十三錢

懸賞金 第一等 拾圓
第二等 五圓
第三等 三圓
本 拾圓
本 十二圓
本 十五圓

狂犬病豫防週間ニ於ケル捕獲犬買上數及豫防注射數、講話開催數、日計表ハ別表ニ示ス如クニシテ又捕獲買上犬ノ懸賞當籤番號ハ左ノ告示ノ如クニシテ夫々懸賞金ヲ贈與セリ

昭和三年 自七月一日 至七月七日

狂犬病豫防週間實施成績表

署別	要項		計	豫防注射數	戸口的		計	講話開催數	講話者員數
	捕獲	買上			新届出	既届出			
三井	10	3	13	1	1	1	1	1	10
相模	25	2	27	1	1	1	1	1	25
淡路	3	1	4	1	1	1	1	1	3
兵衛	1	1	2	1	1	1	1	1	1
水戸	1	1	2	1	1	1	1	1	1
須賀	1	1	2	1	1	1	1	1	1
林田	1	1	2	1	1	1	1	1	1
姫路	1	1	2	1	1	1	1	1	1
尼崎	1	1	2	1	1	1	1	1	1
明石	1	1	2	1	1	1	1	1	1
西宮	1	1	2	1	1	1	1	1	1
御影	1	1	2	1	1	1	1	1	1
伊丹	1	1	2	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	2	1	1	1	1	1	1
寶塚	1	1	2	1	1	1	1	1	1
三木	1	1	2	1	1	1	1	1	1
三宮	1	1	2	1	1	1	1	1	1
中津	1	1	2	1	1	1	1	1	1
北條	1	1	2	1	1	1	1	1	1
加古	1	1	2	1	1	1	1	1	1
古川	1	1	2	1	1	1	1	1	1
合計	100	10	110	10	10	10	10	10	100

署名	大小	月日	
		大	小
三三寶廣伊芦御西明尼姬林須水兵淡相三非	木田塚根丹屋影宮石崎路田磨上庫川橋宮合	七月一日	七月二日
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	七月三日	七月四日
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	七月五日	七月六日
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	七月七日	合計
合計	合計	合計	合計

狂犬病豫防週間日計表

昭和三年

郡市	家屋	犬	計
合	計	計	計
...

署別	要項	捕獲		豫防注射	戸口の密犬調査	開催話	聽講者員數
		大	小				
志洲篠佐柏濱村生和八出香日城豊安山佐上那赤綱龍福飾魚高	田
...
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

署名	月日	
	大	小
社中	三	三
北條	八	二
加古川	五	一
高砂	五	一
魚橋	三	一
飾磨	三	一
龍野	一	一
赤穂	一	一
那波	一	一
上郡	一	一
佐用	一	一
山崎	一	一
安藝	一	一
豊後	一	一
城崎	一	一
日高	一	一
香住	一	一
出石	一	一
八鹿	一	一
和田	一	一
生野	一	一
村岡	一	一
柏原	一	一
計	九	六
大計	三	三
小計	三	三
合	三	三
大計	三	三
小計	三	三

佐治	一	一
山本	一	一
洲本	一	一
志筑	一	一
郡家	一	一
岩屋	一	一
市村	一	一
福計	一	一
合	一	一
大計	一	一
小計	一	一

兵庫縣告示第四六九號

本年七月一日ヨリ同七日ニ至ル狂犬病豫防週間中ニ捕獲買上ヲナシタル野犬ノ懸賞金抽籤ノ結果左ノ通り當籤セリ

昭和三年七月廿四日

知

事

一等拾圓 拾本

警察署名	當籤番號	警察署名	當籤番號
森合	一八	明古	三三
相生	三三	加古	三三
相川	三三	志川	三三
林田	三三	湊川	三三

二等五圓 二十本

警察署名	當籤番號	警察署名	當籤番號
湊川	一〇〇	龍野	三三
石川	一〇〇	野野	三三
宮崎	一〇〇	御影	三三
西宮	一〇〇	加古川	三三